

傷病鳥獣救護に関する現行基本指針の記述

<p>I 第一 2 鳥獣保護 管理事業をめぐる現 状と課題 (7) 鳥獣の流通等</p>	<p>(7) 鳥獣の流通等 国内で違法に捕獲した鳥類を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されており、さらに、愛玩飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。</p>	<p>P5</p>
<p>I 第七 傷病鳥獣の 取扱い</p>	<p>第七 傷病鳥獣の取扱い 傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ、以下の取組等によって傷病鳥獣の効果的な救護に努めるものとする。</p> <p>1 傷病鳥獣の救護により、絶滅のおそれのある種を含めた鳥獣の野生復帰を図るとともに、傷病の発生原因の究明により再発の防止に努め、種の保存法に基づく保護増殖事業の対象となる鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等と連携・協力しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等に努めるものとする。</p> <p>救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣の種の選定を行う等により、意義のある傷病鳥獣の救護を効率よく実施することとする。</p> <p>2 救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、環境のモニタリングに活用するとともに、全国的な環境の状況把握を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。また、傷病鳥獣への対応を通じ、人と鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を行うものとする。</p> <p>さらに、傷病鳥獣として救護される鳥獣は、感染症に感染しているおそれがあることから、救護に携わる者は防疫に努めるとともに、既に収容している鳥獣への感染拡大を防止するために、検疫等の措置を採ることも重要である。</p> <p>3 油等による汚染に伴う水鳥の救護について、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努めるものとする。</p> <p>4 傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等については、関係行政機関、民間団体等の各主体が連携・協力して体制の整備を図り、特に、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたが</p>	<p>P20</p>

	<p>って大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるような措置とともに、連絡体制の整備や関係者への研修を行うものとする。</p>	
<p>Ⅲ 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p>	<p>第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。）に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。</p>	P35
<p>Ⅲ 第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(2) 許可する場合の基本的考え方</p> <p>② 鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>2) その他鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p>	<p>イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p> <p>鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。</p>	P38
<p>Ⅲ 第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(2) 許可する場合の基本的考え方</p> <p>② 鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集</p>	<p>(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集</p> <p>鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。</p> <p>特に、<u>傷病鳥獣の保護捕獲</u>においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。</p> <p>また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。</p>	P41
<p>Ⅲ 第四 4 鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p>	<p>(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p> <p>原則として次の基準によるものとする。</p> <p>① 許可対象者</p> <p>国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。</p> <p>② 鳥獣の種類・数</p> <p>必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。</p> <p>③ 期間</p>	P44

	<p>1年以内。</p> <p>④ 区域 必要と認められる区域。</p> <p>⑤ 方法 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p>	
Ⅲ第八4 鳥獣保護センター等の設置	<p>4 鳥獣保護センター等の設置 傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等、鳥獣保護管理事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。</p>	P67
Ⅲ第九4 傷病鳥獣救護の基本的な対応	<p>4 傷病鳥獣救護の基本的な対応</p> <p>(1) 基本的な考え方 傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。</p> <p>① 鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。</p> <p>② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。</p> <p>③ 終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置付けを明確にするとともに、研修等を通じて育成を図る等、民間による積極的な取組を推進する。</p> <p>④ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。</p> <p>⑤ 都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。</p> <p>⑥ 油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。</p> <p>⑦ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。</p> <p>⑧ 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等</p>	P69

に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上必要に応じて対策を講じる。

## (2) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- ③ 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。
- ④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。
- ⑤ その他(1)②で選定した鳥獣の種類等の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

## (3) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

	<p>(4) 野生復帰</p> <p>野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。</p> <p>① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。</p> <p>② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的になかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。</p> <p>③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。</p>	
<p>Ⅲ 第九 6 感染症への対応</p> <p>(2)</p>	<p>6 感染症への対応</p> <p>I 第十の考え方を基本とし、野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。</p>	<p>P70</p>